

「適合性評価 - 要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項」  
JIS-Q-17024 ( ISO/IEC17024:2003 ) について

1 . 概要

当該規格は、技術者等の力量等を筆記、口述、実技等の試験によって認証する機関に対する認証スキーム及びその認証機関の規格である。

2 . 要求事項の骨格

当該規格による認証機関に対する要求事項の骨格は次のとおりである。

有すべき機能、組織構造、マネジメントシステム、守秘義務等の認証  
機関そのものに対する要求事項

認証機関の雇用者や契約者、試験員に対する要求事項

認証を受ける者の申請、評価（試験）、決定等の認証プロセスに対す  
る要求事項

その他

3 . 特徴

認証機関は、原則訓練を実施したり、支援してはならないとしている。ただし、実際はこのような試験のみを行っている機関が世界的にみても少ないことから、要員の評価、認証と訓練が無関係であり、守秘性及び公平性を損なうことがないこと保証できる場合訓練を行うことを認めている。また、候補者（認証の申請をし評価を受けた者）に対する認証の決定については、その候補者の訓練や試験に携わった者が行うことを禁じている。

認証された要員については、最新の認証要求事項に引き続き適合していることを保証するために、認証機関に対し再認証の仕組み、要求事項を規定することを義務付けている。（なお、この再認証については必ずしも定期的な再認証を求めておらず、認証要求事項が改正された際の再認証だけでも問題ない。また、必ずしも再認証の際に認証のやり直しを求めているわけでない。）